

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 目次

### 規 則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(中小企業支援室)

一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

### 告 示

○知事指定薬物の指定

(薬務課)

一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

二

○認証食品の認証

(食産業振興課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除

(同)

三

○道路の区域変更

(道路課)

三

○道路の供用開始

(同)

三

○市街地再開発組合の定款変更の認可

(都市計画課)

三

### 公 告

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

四

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

四

### 監 査 委 員

○定期監査の結果の公表(二件)

四

## 規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月二十六日

ページ

○宮城県規則第六十号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の八の項中「から第六号まで」を、「第五号及び第六号」に、「から第八号まで」を、「第七号及び第八号」に改める。  
別表第三の十七の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十條第二項」を「第九條第二項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令第十八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一「経済商工観光部長の中小企業支援室に係る専決事項の項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号イ中「第二十八條」を「第三十七條」に改め、同号ロ中「第二十九條」を「第三十八條」に改め、同号ハ中「第三十條」を「第三十九條」に改め、同表中小企業支援室長の専決事項の項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号イ中「第九條」を「第八條」に改め、同号ロ中「第十條」を「第九條」に改め、同号ハ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成二十八年八月二十六日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第六百九十七号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号)第十三条第一項の規定によ

り、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。  
平成二十八年八月二十六日

一 知事指定薬物の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 化学名 エチルニ―(四―フルオロベンジル)―1―H―インダゾール―3―カルボキسامイド)―3―メチルブタノアイト及びその塩類(通称名…EMBIFUINACA)
  - 2 化学名 N―(ニ―アミノ)―1―オキソ―3―フェニルプロパン―2―イル)―1―(シクロヘキシルメチル)―1―H―インダゾール―3―カルボキサミド及びその塩類(通称名…APPICHMINACA又はPXI3)
  - 3 化学名 3―メトキシニ―(メチルアミノ)―1―(四―メチルフェニル)プロパン―1―オン及びその塩類(通称名…Mxedrone又は4―MMCOMe)
- 二 指定の理由  
中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。
- 三 指定の効力が生ずる日  
平成二十八年八月二十七日

○宮城県告示第六百九十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十八年 十月五日	白石市 越河、斎川、 大平、大鷹沢、 白川、小原地区	午前十時から 午後二時半まで	白石市役所正面駐車場(車庫)
同 十月六日	白石市 福岡、白石地区 (南町・田町・ 本町・中町自治 会)	午前十時から 午後二時半まで	白石市役所正面駐車場(車庫)
同 十月七日	白石市 白石地区 (南町・田町・ 本町・中町自治 会を除く)	午前十時から 午後二時半まで	白石市役所正面駐車場(車庫)

同 十月十二日	名取市全 域	午前十時から 午後三時まで	名取市役所東側駐車場
同 十月十三日	名取市全 域	午前十時から 午後三時まで	名取市役所東側駐車場

○宮城県告示第六百九十九号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。  
平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百三十	乾のり・ 焼きのり	株式会社飯塚海苔店	株式会社飯塚海苔店	仙台市若林区卸町東一丁目四番十六号
百八十	乾のり・ 焼きのり	有限会社今野商店	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店	仙台市泉区北中山四丁目十三番十一号

二 認証年月日

平成二十八年八月十六日

○宮城県告示第七百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
気仙沼市唐桑町崎浜一〇〇の一(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
魚つき
  - 三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二七二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 丸森梁川線

三 道路の区域

変 更 の 区 間

伊具郡丸森町字由縄坂二〇番一地从先から 同郡同町字由縄坂二〇番一地从先まで		伊具郡丸森町字大畑三二番三地从先から 同郡同町字大畑三〇番五地从先まで	
変更の 前	変更の 後	変更の 前	変更の 後
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
六・四	六・四	六・一	六・一
一六・一	一六・一	一六・四	一六・四
四一・〇	四一・〇	七〇・〇	七〇・〇
敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
四一・〇	四一・〇	七〇・〇	七〇・〇

伊具郡丸森町字大畑二一番二地从先から  
同郡同町字大畑二一番二地从先まで

前	後
六・二	六・二
一三・八	一三・八
六〇・〇	六〇・〇

○宮城県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森梁川線	伊具郡丸森町字片岸六番六地从先から 同郡同町字川田島八四番四地从先まで	平成二十八年 八月二十六日

○宮城県告示第七百四十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から平成三十年十二月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番二、四十八番一、四十九番一、四十九番三、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番二、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成28年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成28年8月26日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下	賢	
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

公務研修所

4月1日

○経済商工観光部

地方機関

大崎高等技術専門学校

5月26日

気仙沼高等技術専門学校

5月25日

宮城障害者職業能力開発校

4月15日

○農林水産部

地方機関

病害虫防除所

6月14日

○教育庁

地方機関

北部教育事務所

4月4日

北部教育事務所栗原地域事務所

6月7日

東部教育事務所

5月12日

東部教育事務所登米地域事務所

5月11日

南三陸教育事務所

5月17日

### 公 告

○県営上福田地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業）（農地整備事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市上余田字千刈田八百三十四番、八百三十五番、八百三十六番一、八百三十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

愛知県名古屋市長区東桜一丁目九番二十六号

<p>蔵王自然の家 志津川自然の家 古川高等学校 樂館高等学校 気仙沼高等学校 名取高等学校 村田高等学校 泉高等学校 多賀城高等学校 松山高等学校 宮城広瀬高等学校 気仙沼西高等学校 柴田高等学校 貞山高等学校 東松島高等学校 田尻さくら高等学校 亘理高等学校 気仙沼向洋高等学校 大河原商業高等学校 鹿島台商業高等学校 第二工業高等学校 美田園高等学校 船岡支援学校 西多賀支援学校 角田支援学校 石巻支援学校 名取支援学校 迫支援学校 2 監査結果</p>	<p>4月26日 5月18日 6月1日 6月7日 5月24日 6月9日 4月26日 6月14日 6月21日 5月19日 6月8日 6月8日 5月27日 6月21日 5月12日 5月26日 6月9日 6月9日 5月27日 5月19日 6月8日 4月26日 4月1日 4月25日 4月25日 4月15日 4月4日 5月11日</p>	<p>平成27年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。</p>	<p>その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>(1) 大崎高等技術専門学校</p> <p>報酬及び資金において、支給額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○訓練委託コーナーネーターの報酬において、改定前の報酬月額で支給をしたもの。</p> <p>・件数 9件 (3名)</p> <p>・正支給額計 976,470円</p> <p>・既支給額計 972,888円</p> <p>・追給額 3,582円</p> <p>○臨時職員の賃金において、支給定日を過ぎて支給をしたもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 99,463円</p> <p>○宮城県監査委員告示第31号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成28年度定期監査の結果については、次のとおりです。</p> <p>平成28年8月26日</p> <p>宮城県監査委員 齋 藤 正 美 宮城県監査委員 坂 下 賢 賢 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子 宮城県監査委員 成 田 由 加 里</p> <p>記</p> <p>1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等別紙のとおり。</p> <p>2 監査結果</p> <p>平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は認められませんでした。</p> <p>別紙</p>
---	--	--	--

○宮城県水道用水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成28年7月19日

大崎広域水道事務所 平成28年7月13日

仙南・仙塩広域水道事務所 平成28年7月14日

2 事業概要

本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市, 栗原市, 加美町, 涌谷町, 美里町, 大和町, 大郷村, 富谷町, 松島町, (10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市, 塩竈市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 若沼市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 大亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 富谷町 (17市町)	平成2年度

3 事業実績

平成27年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域事業	23,303	3,451,890	2,761,256	632,431	1,239,392
仙南・仙塩広域水道事業	71,588	1,326,121	9,426,985	3,760,443	8,235,040
合計	94,891	16,713,109	12,188,241	4,392,874	9,474,432

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成28年7月19日

大崎広域水道事務所 平成28年7月13日

仙南・仙塩広域水道事務所 平成28年7月14日

2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。事業廃止した仙南工業用水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 利府町, 大和町, 富谷町, (7市町)	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大 10万㎡	仙台市, 名取市, 多賀城市, 利府町, 七ヶ浜町, (5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500㎡	大崎市, 加美町, 大和町, 大郷村 (4市町村)	昭和55年度
仙南工業用水	七ヶ宿ダム		事業廃止	

3 事業実績

平成27年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水	10,122	756,973	738,377	11,525	786,107
仙台圏工業用水	12,763	477,748	5,422,296	△ 66,192	298,788
仙台北部工業用水	7,327	572,366	437,669	132,727	△ 763,779
仙南工業用水	-	130,666	1,214	129,452	△ 108,916
合計	30,212	1,937,753	1,719,556	207,512	212,200

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

る。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 平成28年 7月19日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び地域の振興に資する事業への長期貸付等を行っている。

3 事業実績

平成27年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
地域整備事業	484,266 <sup>千円</sup>	261,032 <sup>千円</sup>	223,233 <sup>千円</sup>	△ 326,092 <sup>千円</sup>

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。